

「社会福祉法人が行う契約の取扱いについて」 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------|---|----------|------|------------------|---------|---|-----|---|-----|---|----------|--------|------------------|---------|---|--------|
| <p>社会福祉法人が行う契約の取扱いについて</p> <p>略</p> <p>1 基本的な考え方 略</p> <p>2 各契約締結方法における手続き 法人は、各契約締結方法に応じ、以下により契約手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 一般競争入札（条件付一般競争入札） 略</p> <p>(2) 指名競争入札 ア①・② 略</p> <p>③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める区分により総務大臣が定める額（特定調達適用基準額）以上の契約については、一般競争入札に付さなければならないものであること。</p> <p>※特定調達適用基準額（令和8（2026）年度及び令和9（2027）年度の両年度に締結される調達契約の基準額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品等の調達契約</td> <td style="text-align: center;">4千万円</td> </tr> <tr> <td>特定役務のうち建設工事の調達契約</td> <td style="text-align: center;">30億2千万円</td> </tr> <tr> <td>特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約</td> <td style="text-align: center;">3億円</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 額 | 物品等の調達契約 | 4千万円 | 特定役務のうち建設工事の調達契約 | 30億2千万円 | 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 | 3億円 | <p>社会福祉法人が行う契約の取扱いについて</p> <p>略</p> <p>1 基本的な考え方 略</p> <p>2 各契約締結方法における手続き 法人は、各契約締結方法に応じ、以下により契約手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 一般競争入札（条件付一般競争入札） 略</p> <p>(2) 指名競争入札 ア①・② 略</p> <p>③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める区分により総務大臣が定める額（特定調達適用基準額）以上の契約については、一般競争入札に付さなければならないものであること。</p> <p>※特定調達適用基準額（令和6（2024）年度及び令和7（2025）年度の両年度に締結される調達契約の基準額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品等の調達契約</td> <td style="text-align: center;">3千6百万円</td> </tr> <tr> <td>特定役務のうち建設工事の調達契約</td> <td style="text-align: center;">27億2千万円</td> </tr> <tr> <td>特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約</td> <td style="text-align: center;">2億7千万円</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 額 | 物品等の調達契約 | 3千6百万円 | 特定役務のうち建設工事の調達契約 | 27億2千万円 | 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 | 2億7千万円 |
| 区 分 | 額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 物品等の調達契約 | 4千万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定役務のうち建設工事の調達契約 | 30億2千万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 | 3億円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 物品等の調達契約 | 3千6百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定役務のうち建設工事の調達契約 | 27億2千万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 | 2億7千万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |

特定役務のうち上記以外の調達契約

4千万円

(3) 随意契約

ア①～⑦ 略

イ 価格による随意契約（アの①の契約をいう。）をする場合は、原則として、3者以上から見積書を徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2者以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。

- ① 工事又は製造の請負 : 400万円
- ② 食料品・物品等の買入れ : 300万円
- ③ 上記に掲げるもの以外 : 200万円

ウ・エ・オ 略

(4) その他 略

3 計算書類等の扱いについて 略

特定役務のうち上記以外の調達契約

3千6百万円

(3) 随意契約

ア①～⑦ 略

イ 価格による随意契約（アの①の契約をいう。）をする場合は、原則として、3者以上から見積書を徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2者以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。

- ① 工事又は製造の請負 : 250万円
- ② 食料品・物品等の買入れ : 160万円
- ③ 上記に掲げるもの以外 : 100万円

ウ・エ・オ 略

(4) その他 略

3 計算書類等の扱いについて 略